

省エネ家電買換え支援事業補助金 Q&A

Q. 新しく設置する場合も補助の対象になりますか？

→既存の家電からの買換えのみが対象です。今回の事業は、家庭における電気代の節減を図る目的で実施していますので、ご理解をお願いします。

Q. 申込書用紙を無くしました。どうしたらいいですか？

→各総合支所にて配布していますので、直接お越しいただき、申込書用紙を受け取ってください。

Q. 事前申込期間が終わらないと買換えしてはいけないんですか？

→令和8年4月1日以降に買い換えた省エネ家電が対象となりますので、既に購入した(4/1以降に)モノも対象となります。ただし、抽選で外れる場合もありますので、その場合補助金はもらえませんので注意が必要です。

Q. 世帯主が入院中で申し込めないのに、代理でも申し込めますか？

→代理での申し込みも可能ですが、世帯を確認するため、世帯主の名前で申し込みをお願いいたします。

Q. 購入する商品をまだ決めていませんが、決めてからでないと申し込めないんですか？

→具体的な商品が決まっていなくても大丈夫ですが、冷蔵庫・エアコン・照明器具のどれを買換えるかは決めておく必要があります。補助金希望額は、購入する家電の目安(予算)額に、1/3 を乗じて記載ください。

Q. 二世帯で住んでいますが、それぞれ申込できますか？

→一つの建物で、玄関、台所、浴室、トイレ等を共有して生活している場合は、1世帯しか申込みできません。これらの設備が、独立している場合(いわゆる二世帯住宅)はそれぞれで申込できます。

Q. 抽選で当たった場合、買い換えることを決めたら、当たった権利を知り合いに譲っても大丈夫ですか？

→抽選は、申込みを行った中から、厳正な抽選により決定しています。権利を他の人に譲ることは、公平性の観点から認められません。

Q. 購入費の支払いを、プレミアム商品券で支払っても大丈夫ですか？

→今回の事業とプレミアム商品券発行事業は国の物価高騰対策事業として同じ補助金を活用しているため、プレミアム商品券の使用はできません。

Q. 今使っている冷蔵庫を家族にあげて、新しい冷蔵庫を購入しても大丈夫ですか？

→古い冷蔵庫が、適正に別の家庭で使用されていることが確認することが出来れば大丈夫です。譲渡前の設置場所での写真及び住所・世帯主名、譲渡先での設置場所の写真及び住所・世帯主名が確認できる書類(任意様式)が必要となります。なお、買い取り業者等へ売却した場合は、売却先と売却金額が確認できる書類(領収書等)が必要です。

Q. 冷凍庫の買い替えは、対象ですか？

→冷凍庫は、対象外です。冷蔵庫が対象です。

また、冷凍庫から冷蔵庫への買い替えも対象外となります。(同じ家電の買い替えが対象)

Q. 現在、設置している場所と買い替えた後に設置する場所が変わってもいいですか？

→構いません。ただし、買い替え前の該当品の写真は必要ですので、お気を付けてください。

Q. 家族が〇人居るので、各々で申請して誰かが抽選に当たった購入したいです。

→申請は、一世帯1回限りです。世帯主の方が代表として1回のみ申請してください。

Q. 既に取り外したエアコン(室内に置いてある)は対象になりますか？

→対象になります。買換え前の写真は、設置場所とエアコン本体の2枚提出をお願いします。

Q. 店舗へ設置は対象になりますか？

→対象になりません。※世帯主の申請が対象となるため、一般世帯が対象です。

Q. エアコンの室外機は対象ですか？

→対象になります。

Q. 設置前の写真の撮り忘れはどうしたら良いですか？※リサイクル券の控えはある。

→『設置前写真を撮り忘れた』旨、注意書きをしてください。

Q. 支払いは現金のみですか？

→クレジットカード・電子マネー可。ほーらしゃ券は不可。

Q. 生活保護受給者でも申し込みできるますか？

→できます。補助金が口座に振り込まれた際は、保護課へ報告が必要です。

※ただし、口座に振り込まれた金額のうち 8,000 円を控除した額で**収入認定**されるようです。
(R8.5.12 保護課確認済)

Q. 冷凍庫を廃棄し、冷蔵庫を購入する場合も対象ですか？

→「買い替え」が条件となりますので、対象になりません。

Q. シーリングファン(照明器具)は対象ですか？ ※省エネ基準達成率 102%

→対象になります。

Q ポイントを使って購入した場合の取り扱いは？

→ポイントを使ってもポイント使用前の金額(税抜)でチェックします。

Q かかる経費とかからない経費について配送料及び延長保証の加入料は対象になる？

→配送料及び延長保証は対象外です。①**本体代(税抜)**、②**設置に係る費用のみ**が対象です。

また、以下のものは、補助対象経費から除きます。

- ・消費税
- ・古い家電の処分に要する費用(家電リサイクル料金等)
- ・クーポン等の利用により割り引かれた額
- ・古い家電製品の下取り額又は売却額